

蒲郡市都市計画審議会条例

〔昭和44年10月6日〕  
蒲郡市条例第25号

改正 平成12年3月27日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、蒲郡市都市計画審議会の設置、組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画に関する事項について調査、審議するため蒲郡市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 審議会は15人以内の委員で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査、審議するため必要があるとき、5人以内の臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市の議会の議員

(2) 学識経験を有する者

2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、第4条第1項第2号に掲げる者について任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可

否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 蒲郡市総合計画審議会条例(昭和39年蒲郡市条例第18号)は、廃止する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。